

委員会提出議案第3号

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月17日

提出者 議会運営委員長 大林 光昭

西東京市議会会議規則の一部を改正する規則

西東京市議会会議規則（平成13年西東京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改め、「第167条」の次に「・第167条の2」を加え、「第169条」を「第168条の2—第169条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第10条第4項中「第114条（議員の請求による開議）第1項」を「第114条第1項」に改める。

第13条中「第113条（定足数）」を「第113条」に改める。

第14条第1項中「第112条（議員の議案提出権）第2項」を「第112条第2項」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第19条第1項中「及び」を「、及び」に、「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「承認又は」を削り、同条第3項中「委員会から」を「委員会が」に、「承認」を「許可」に改める。

第20条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条中「配付する」を「配布する」に改め、同条ただし書中「配付」を「配布」に改める。

第27条中「第25条（選挙の宣告）」を「第25条」に改める。

第28条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条第1項中「配付させた」を「配布させた」に、「配付漏れ」を「配布漏れ」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第45条第2項中「第39条（付託事件を議題とする時期）」を「第39条」に、「会議」

を「議会」に改める。

第46条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第64条中「第56条（質疑の回数）及び第60条（質疑又は討論の終結）」を「第56条及び第60条」に改める。

第66条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条中「答弁しがたい」を「答弁し難い」に、「配付する」を「配布する」に改め、同条ただし書中「配付」を「配布」に、「かえる」を「代える」に改める。

第74条中「第27条（議場の出入口閉鎖）、第28条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票の効力）、第32条（選挙結果の報告）第1項、第33条（選挙に関する疑義）及び第34条（選挙関係書類の保存）」を「第27条から第30条まで、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項、第33条及び第34条」に改める。

第76条ただし書中「第70条（起立による表決）」を「第70条」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に、「議長を経て、」を「議長から」に改める。

第85条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第86条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条中「配付（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）する」を「配布する」に改める。

第88条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しく

は意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条に次の1項を加える。

2 委員会条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第130条第2項中「認定しがたい」を「認定し難い」に改める。

第134条中「第31条」を「第30条まで、第31条第1項から第3項」に改める。

第137条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第138条第4項中「承認」を「許可」に改める。

第139条第1項中「承認」を「許可」に改め、同項ただし書中「議長」を「、議長」に改め、同条第2項中「承認又は」を削る。

第140条の見出し中「配付」を「配布」に改め、同条第1項中「配付する」を「配布する」に改める。

第141条第1項中「配付」を「配布」に改め、同項ただし書中「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」に改め、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は」を「委員会の付託は」に、「、特別委員会に付託する」を「省略する」に改め、同条第3項中「わたる」を「属する」に、「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「委員会に出席する」を「説明する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第3項中「認めるもの」の次に「並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるもの」を加える。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改め

る。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条の見出し中「服装及び」を削り、同条中「見苦しくない服装をし、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機」を「帽子、コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第157条の見出しを「(資料等の配布許可)」に改め、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第162条の見出しを「(代理弁明)」に改め、同条中「自己に関する」の次に「懲罰動議及び」を加え、「及び委員会」を「並びに委員会で一身上の弁明をする場合」に、「得て、自ら弁明し、又は」を「得たときは、」に、「、代わって」を「代わって」に改める。

第167条の2中「新型コロナウイルス感染症その他」を「大規模な災害等の発生等又は」に改め、「又は災害等の発生等」及び「招集権者が」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、委員会条例の例による。

第9章中第169条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第168条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他の文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第86条、第140条第1項及び第141条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関し署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）がこの規則により規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等でその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知が第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合は、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第168条の3 この規則の規定（第28条第1項（第74条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等で行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第169条」を「第168条の2－第169条」に改める部分に限る。）、第31条に1項を加える改正規定、第80条第1項、第85条第1項、第86条、第88条、第134条、第150条及び第152条の改正規定並びに第9章中第169条の前に2条を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う標準市議会会議規則の改正に合わせて、議会における手続について情報通信技術を利用した方法により行うことを可能とするほか、規定を整備する必要がある。